

## 学校経営のポイント

### “食育推進基本計画(案)”の公表

若井 彌一

食育基本法が昨年6月に公布された(6月17日公布,法律第63号)。

この法律では,食育推進会議が,「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,食育推進基本計画を作成するものとする」(第16条第1項)と定めており,この規定に基づき,去る2月20日,基本計画(案)が作成・公表されるにいった。

#### 食育推進基本計画(案)の構成

学校教育関係者(とくに義務教育諸学校関係者)は,学校給食法(昭和29年6月3日公布,法律第160号)に基づく学校給食の実施について,実践を積み重ねてきているので,「なにを今さら食育推進基本計画か」という印象をもっている人々も少なからう。

というより,そもそも,どうして今ごろになって「食育基本法」などという法律が制定されたのか,疑問に思っている人々も少なからず存在すると予想される(この点については,再論している余裕がないので,本紙平成17年10月10日号の拙稿「食育基本法」をご覧ください)。

さて,今回公表された食育推進基本計画(案)は,全体が,「はじめに」(1.食をめぐる現状,2.これまでの取組と今後の課題),「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」「第2 食育の推進の目標に関する事項」「第3 食育の総合的な促進に関する事項」「第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」という構成になっている。

このように,基本計画(案)は,食育の施策推進をしていくことに関連して,施策の基本的な方針,食育の推進目標,食育の総合的な促進等について,

全体的に目配りをしたものとなっている。

このような構成をとっているのは,食育基本法第16条第2項で,基本計画で掲げる(定める)べきことを4項目に及んで明示しており,それに対応した内容構成になっていることによるものである。

#### 学校教育でも前向きに

基本計画(案)では,「はじめに」の「1.食をめぐる現状」の第3段落部分で,次のように述べている。

「特に,我が国の未来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは,生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となることはもちろんのこと,今後とも,我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも欠かせない。

言わずもがなのことではあるが,指摘は誤ってはいない。

続く,「子どもへの食事を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待される」ところであり,地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要である」との指摘も,やや誇張した表現になっている嫌いがあるが,趣旨は理解できる。

昨年7月から施行されている食育基本法が,単なる「飾りもの」にならないように,その実を上げていくうえで,学校教育に期待されているところには大きいものがある。

やっかいな課題と思わずに,「学校は,何ができるのか」の積極的発想で食育の課題に取り組みたい。

(わかい・やいち=上越教育大学教授・附属小学校長併任)

“教師力”を高める校内研修テキスト!

《論点演習》学校経営の刷新

菱村幸彦 / 若井彌一 / 小松郁夫編 A5判 2625円

●最新刊 好評発売中! ●

菱村幸彦【編】A5判 230頁・定価2415円 教育開発研究所・刊

学校はどう変わるか! 義務教育構造改革の中身を徹底整理・検証する!

『最新教育改革ここが知りたい 中教審答申と義務教育改革』